

## 別表

祝金等			平成17年6月 作成 平成18年4月 改正 平成23年2月 改正
支出区分	支出対象(下記の主催するもの)	支出額(円)	備考
記念式典	館山市及び館山市の加入する一部事務組合	なし	国の機関・館山市以外の地方公共団体は式典の内容を考慮のうえ判断する。
	国の機関・館山市以外の地方公共団体	原則5,000	
	公共的団体(商工会議所・観光協会・町内会連合協議会等)	5,000	
	その他	5,000	
各施設の開所・落成式	館山市及び館山市の加入する一部事務組合	なし	国の機関・館山市以外の地方公共団体は、その都度内容を考慮のうえ判断する。
	国の機関・館山市以外の地方公共団体	原則5,000	
	公共的団体(商工会議所・観光協会・町内会連合協議会等)	5,000	
	その他(公益性があるもの)	5,000	
総会等 (原則飲食を伴わない場合は支出しない)	館山市及び館山市の加入する一部事務組合	なし	
	国の機関・館山市以外の地方公共団体	5,000~10,000	
	公共的団体(商工会議所・観光協会・町内会連合協議会等)	5,000~10,000	
	その他	5,000~10,000	
各種行事	館山市及び館山市の加入する一部事務組合	なし	「その他」主催のものは、内容等を勘案のうえ判断する。
	国の機関・館山市以外の地方公共団体	5,000	
	公共的団体(商工会議所・観光協会・町内会連合協議会等)	5,000	
	その他	0~5,000	
叙勲・受賞等祝賀会	関係者	10,000	
各種懇親会 (原則飲食を伴わない場合は支出しない)	館山市及び館山市の加入する一部事務組合	なし	開催するに至った経緯、参加者、規模、内容、費用等を勘案のうえ、そのつど判断する。
	国の機関・館山市以外の地方公共団体	5,000~10,000	
	公共的団体(商工会議所・観光協会・町内会連合協議会等)		
	その他		
議長賞	館山市及び館山市の加入する一部事務組合	なし	
	国の機関・館山市以外の地方公共団体	10,000	
選挙出陣式 当選祝	市町村長及び市町村議会議員、県議会議員、国会議員等	なし	祝電 なし 公用車 使用しない (必要な場合は個人で対応することとする。)
その他		右記	支出に至った経緯・内容等を勘案のうえ、そのつど判断する。

備考 ただし、会費制のものについては、案内状等にある会費相当額(20,000円を限度)とする。  
宗教法人主催の行事等に対しては、支出しない。

弔慰金等			
支出対象	香典		備考
	現職	元	
市議会議員(現・前・元)	10,000		花輪は、現市議会議員のみ議長交際費で支出し、前・元市議会議員については、秘書広報課と協議のうえ、「館山市」として市長交際費で支出する。
市長(現・前・元)	10,000		「館山市」として支出することを念頭に、市長交際費又は議長交際費のどちらかで支出するのかなど、秘書広報課と協議のうえ判断する。
三役及び各行政委員会の長(現・前・元)	10,000		
関係機関の長(現)	10,000		
名誉市民	10,000		
地元選出国会議員(元・前・現)	10,000		
地元選出県議会議員(元・前・現)	10,000		
			花輪 10,000

備考 本人以外には支出しないことを原則とする。ただし、議長が必要と認める場合はこの限りでない。  
花輪について10,000円を超える場合には、低廉なものとする。  
香典返しは受け取り、養護老人ホーム等へ寄付する。